

第4章 マクロン大統領の対 EU・外交政策

吉田 徹

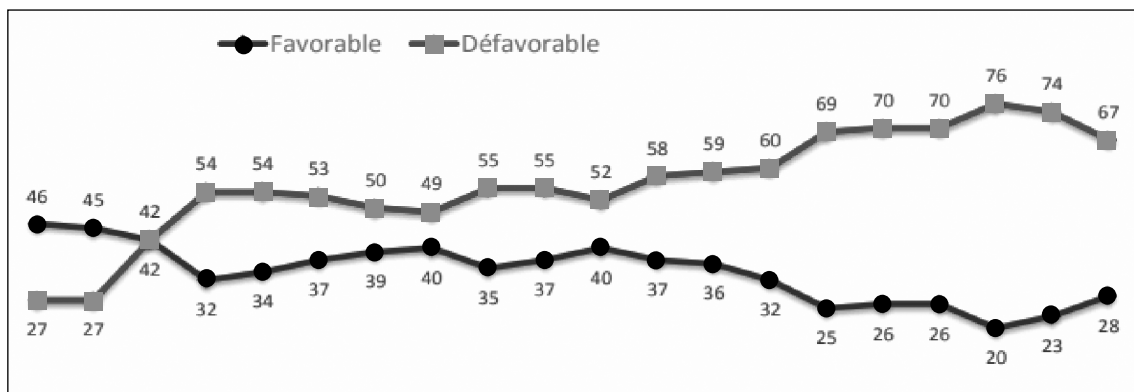
はじめに——内政の変数としての EU

2017 年 5 月にエマニュエル・マクロンがフランス第五共和制の第八代目大統領に就任し、そのもとでエドワール・フィリップ内閣が発足してから、約 2 年が経とうとしている。

当初からマクロン大統領のプレジデンシーは脆弱な要素を抱え込まざるを得ないものだった。保革 2 大政党（社会党、共和党）の候補者が総崩れとなる中、大統領選では第一回投票でトップ当選を果たし（得票率 24%）、続く決選投票では極右ポピュリスト候補マリヌ・ルペンに勝利した（同 66%）。

しかし、歴史的に高い棄権率（25%）と白票・無効票（11%）の中、既成政党の組織を持たず、保革両党からの支持も得られず、また景気と雇用情勢の大幅な改善が見込めない中で、選挙公約にあった大胆な改革を進めれば、支持率は縮減していくことになる。就任当初 5 割ほどあった大統領および首相の支持率も、2017 年夏季から下落し始め、2018 年秋には 20% 台へと大きく落ち込み、若干上向きつつあるものの、依然として低迷している（図 1 参照）。

【図 1】マクロン大統領支持率×不支持率の推移（2017 年 5 月～2019 年 3 月）



〔出典：IPSOS 社 2019/3/6 調査〕

フィリップ内閣からはすでに社会党出身の重鎮ジェラルド・コロン（Gerard Collomb）やエコロジストとして国民的人気の高かったニコラ・ユロ（Nicolas Hulot）など、横領疑惑や政策方針の違いなどから、7 名以上の辞職者が出ている。2017 年 6 月の議会選で 577 議席中 350 議席を占めたマクロン大統領の LRM（共和国前進）議員の 8 割近くは新人議員に数えられる。大統領のトップダウン体制が貫徹する一方で、支持基盤・組織構造ともに盤石とは言い難い。

2018 年春には SNCF（フランス国鉄）改革や高等教育改革に対する抗議デモが組織されたほか、2018 年末からは首都パリを含む各地で数十万人が参加して広がった「黄色いベスト運動（Gilets Jaunes）」が大規模な抗議運動を継続的に展開した。この全国的な抗議運動を受けマクロン大統領は、「活動手当」（若年低賃金労働者向けの手当）引き上げや残業手

当の税控除、社会保障目的税（CSG）の一部免除など、100 億ユーロ超の財政的支援を行うことを 2018 年 12 月に発表、譲歩の姿勢をみせた。

「黄色いベスト運動」は、直接的には燃料価格高騰や購買力低下に対する抗議だったが、政治的にはマクロン大統領による短期間での改革施行に対する反発という側面を持っている。フィリップ政権は、2017 年秋に国会に税制と労働法に関する法案を提出し、中間層の購買力拡大と富裕税の簡略化、職業訓練の強化などを進めてきた。また 2018 年春には、高等教育改革や SNCF のガバナンス改革などに着手するなど、多くの社会経済改革を進展させようとしているものの、こうした広範な改革の姿勢が世論の反発を招いているといえよう（表 1 参照）。

〔表 1〕マクロン大統領就任以降の諸改革（2018 年 5 月時点）

○障がい者手当、老齢年金引き上げ	
○法人税引き下げ（33% から 25%）	
○小学校教育支援	
○たばこ税の漸進的引き上げ	
○職業訓練制度改革	
○高等教育制度改革	
○解雇補償の上限化	
○富裕税の簡素化	
○住民税の大幅廃止	
	（以上法案可決されたもの）
○国鉄改革	
○下院選の比例制導入	
○青少年向けの文化クーポン	
○軍事費の GDP 比 2% までの引き上げ	
○失業保険の自営業・辞職者への適用	
○被雇用者負担の引き下げ	
	（以上政策・法案審議中）
○短期雇用者の権利保護	
○フェッセンアイム原子炉閉鎖	
○年金改革	
○残業時間の課税	
○兵役・市民義務復活	
○公務員数削減	
	（以上政策発表されたもの）

〔Les Echos 紙〕

2017 年大統領選でマクロン候補の公約は、極右ポピュリスト・ルペンの経済的な保護主義政策や社会的な権威主義政策に対して、EU 改革を通じてフランス国民の生活水準や安全を保障するというものだった¹。大統領は自著『革命（Révolution）』で「フランスが自らの運命を再びコントロールできるようにするためには、ヨーロッパが必要である」と記している²。

本章は、こうした内政状況の従属変数となっているマクロン大統領の EU 政策と全般的な外交方針を主たる検討対象とする。もっとも詳細な政策上の検証に踏み込まず、これまで何が目指されてきたのかを整理し、EU 政策とその他外交の方向性を占うことを目的としている。具体的には、マクロン外交における「大方針 (grands discours)」と呼ばれる 3 つの演説を主たる対象に分析を行う。

フランスの対 EU 政策は、内外にわたる大きな変数となっている。

まず、マクロン大統領は、上述のように大統領選において「強いヨーロッパを作ること」で強いフランスが作られる」という旨を繰り返し主張しており、欧州懐疑主義の候補者の得票率が 6 割弱にも上った同選挙で、積極的な親 EU・欧州統合の推進の立場をとった数少ない候補者であった。ユーロ危機によってフランスの経済状況・雇用情勢が 2010 年頃から悪化し、それによって対 EU 感情が悪化したことが、前職大統領（社会党オランド大統領）の不出馬ならびにマリーヌ・ルペンの支持上昇につながったのであれば、すなわち、マクロン大統領にとって EU の諸改革を実現することは、国内世論の支持を回復するための不可欠の条件となる。

次にイギリスの EU 離脱やハンガリー、ポーランドといった東欧諸国の非リベラルな民主主義体制、イタリアやオーストリアなどでのポピュリスト（連立）政権の誕生などによって、EU そのものが弱体化ないしは変革圧力に晒されている。その中で、中核国ドイツのメルケル首相は改革のための政治的なリーダーシップを発揮できず、さらに 2018 年の州議会選挙の責任をとって党首を辞任するなど、レームダックに突入しつつある。この「仏独タンデム」のエンストは、フランスが EU の事実上の盟主として、イニシアティブを発揮しなければならない状況を生み出しているといえるだろう。そうした意味合いにおいても、フランスの内政は EU の共変数となっており、その逆も然りの状況にある。

1. フランス外交とマクロン大統領

1.1 制度的条件と政策幅

以下では、マクロン大統領の制度的な資源となる、主に憲法で規定されているフランス大統領の外交・安保上の権能を簡単に確認しておきたい。

シャルル・ドゴール大統領（在任期間 1959 ～ 1969 年）は、自らの手による憲法を念頭に「国は、時々の状況を超えて国の本質と運命を統御できる存在と国民がみなすような頭を、つまり国家元首を持たなければならない」と述べたが、フランスの大統領は、とりわけ外交において極めて強力な権限を有している。

フランスの政治体制は、大統領制と議院内閣制の特徴とを併せ持つ「半（準）大統領制」と呼称される。大統領は直接選挙で、議会の多数派は下院選を通じて選ばれ、この多数派から大統領が首相を任命する。ここから、フランスの政治体制は、大統領と首相とが相互に決定権と責任を持つ「双頭制的な執政府」（政治学者 J.E.S ヘイワード）であることを特徴にしている。

もっとも、外交・安保領域では、大統領が一元的な権限を有している。憲法第 5 条はその第 1 項で、大統領が「憲法典の尊重を監視」とともに、「公権力の正常な運営並びに国家の継続を確保する」と定め、さらに第 2 項では「国家の独立、領土の一体性および条

約の尊重の保障者」であるとする。さらに第15条は、大統領が軍の長として、また第16条はこれが緊急事態措置を講ずるとして、第52条では、国際条約の交渉と批准権が大統領に属するとし、第14条は大使や特使の信任状の授与と受理も、大統領の役割として規定している。

一般的に、外交・安保政策は大統領の「専管事項 (domaine réservé)」とされる。憲法規定にはない「専管事項」という慣例が定着したのは、1986～1988年、1993～1995年、1997～2002年の三度にわたってみられた保革共存 (コアビタシオン)、すなわち大統領と首相 (議会多数派) が対立的な政治陣営に属しているという、憲政上それまで想定されなかった事態を通じてである。加えて、2000年の憲法改正で大統領任期が議会と同じ5年となったことから、大統領が政策形成と責任主体となる側面は、サルコジ大統領 (任期2007～2012年) より強まっている。

次に、こうした大統領外交は、歴史的に「自主外交路線」と、アメリカとの関係を重視する「大西洋主義」との2つの路線に色分けされてきた。ドゴールやミッテラン大統領 (任期1981年～1995年) に象徴される前者は、東西冷戦下で自主的に外交を進める可能性を追求する。例えば、ドゴールによる1960年代のNATO (北大西洋条約機構) 軍事機構からの脱退や独自の核開発、ソ連や中国 (中華人民共和国) との接近、さらには「アメリカのトロイの木馬」 (ドゴール) たるイギリスのEEC (欧州経済共同体) 加盟に対する二度の拒否などがあげられる。

その反対に、アメリカやイギリスとの協調関係を重視する外交姿勢をとる「大西洋主義」の潮流もあるとされる。ポンピドゥー大統領 (任期1970～1974年) はイギリスのEC (欧州共同体) 加盟を認め、ジスカール＝デスタン大統領 (任期1974～1981年) も、アメリカとの軍事防衛面での協力関係を進め、「大西洋主義」という言葉を定着させた。サルコジ大統領も2009年にフランスのNATO 軍事機構復帰を実現させた。

何れの外交指針の分類も冷戦構造を前提としたものであり、明確な定義にそぐわない側面を有しており、フランスは一般的にプレジデンシーの変更が外交政策の大きな変化を伴わないことを特徴としている。もっとも、結論を先取りすれば、マクロン外交は——任期半ばというタイミングもあり——EUと欧州統合を中核に置いていることから、その何れにも分類できないという特徴を有している。

1.2 マクロン大統領の外交スタンス

マクロン大統領は、就任1年目で43カ国を歴訪 (うちEU加盟国26カ国) するなど、極めて精力的な外交を展開している。もっとも、その外交姿勢は、大統領中心の外交資源に加えて、既存の政治勢力から距離をとっていることから、「自主外交」と「大西洋主義」には分類できない立場をとる。

アメリカとの関係では、トランプ大統領が2017年のパリ祭 (革命記念日) パレードに国賓として招かれ、マクロン大統領もトランプ政権の初の国賓として招かれるなど、仏米は表面上は良好な関係を取り続けている。もっとも、パリ協定やイラン核合意からのアメリカ離脱について、マクロン大統領は批判的な立場を崩していない。

他方でロシアに対しても、プーチン大統領を初の国賓として迎え、フランスの民間企業のロシア経済との結びつきも強まっているものの (2017年のフランスの対外投資先として

はドイツを抜いて首位となっている)、クリミア紛争やウクライナとの関係から、フランスの政治外交上のパートナーとして、ロシアは選択肢から依然として除外されたままである。

なお、大統領は2018年1月に初のアジア訪問先として中国に出向き、友好関係を演出したが、公約にあった通り、ドイツとともに中国市場への公平なアクセス、さらに戦略的分野における同国を含む第三国の投資規制を唱えており、やはり大きな二国間関係の刷新には至っていない。

日本との関係でみると、「自由で開かれたインド太平洋戦略」にはイギリスとともに積極的な協力姿勢を見せており、2013年来の日仏間の「特別なパートナーシップ (partenariat d'exception)」宣言のもと、外務・防衛閣僚協議(「2 + 2」)の定期的実施、物品役務相互提供協定(ACSA)締結など、実質的な関係構築が進んでいるといえる。

国連の安全保障理事会常任理事国であり、核保有国であるにせよ、世界政治では「ミドルパワー」に過ぎないフランス外交の政策的余地は、実際は多くない。明確なイデオロギー的思考もなく、既存の政策パッケージに依存しないという意味でのマクロン大統領のスタンスは、内政のみならず、外交でも貫徹されているといえるだろう。

2. マクロン大統領の外交指針

マクロン大統領は、グローバル化に伴う課題への対処をフランス外交の指針に掲げ、その前提として欧州統合の深化とEU改革が求められるとの姿勢を堅持している。

これまでのマクロン大統領の対EU政策を含む外交指針は、大きく2つの演説によって確認することができる。最初が2017年9月26日にパリで行われた「ヨーロッパのためのイニシアティブ」演説(ソルボンヌ演説)であり、もうひとつが大統領による毎年8月に行われる恒例の各国フランス大使への訓示である。

以下ではそれぞれの方針で示された内容を確認するとともに、評価・分析を施してみたい。

2.1 ソルボンヌ演説

同演説ではEU改革は以下の6つの柱にわたって行われるべきことが謳われた³。

- ① EUの防衛力強化と共通防衛予算の導入、共同介入部隊の設置、欧州諜報アカデミーの設置
- ② 移民問題に対する共通国境の導入、欧州難民庇護局の設置、欧州共同国境警備隊の導入
- ③ 地中海・アフリカ諸国の教育、保健衛生、エネルギー移行支援策
- ④ 再生可能エネルギーへの移行と脱炭素社会への移行
- ⑤ デジタル経済に対する欧州イノベーション局の設置と新税制の導入
- ⑥ ユーロ圏共通予算とユーロ圏財務相会議の導入、法人税制調和と社会保障負担の促進、最低賃金の規定、域内派遣労働者規制、学生・インターン交流の拡大、欧州大学の設立

また、以上の措置実現のための手段として、2つが提案されている。

- ① EU各国における6カ月にわたる民主的コンベンションの実施
- ② 2019年欧州議会選における英国議員枠での各国共通候補者リストの作成

さらに、以上から、「2024年のヨーロッパ」は次のようなものでなければならないとした。

- ① 民主的価値および公正で透明、高い基準の保護を可能にする共通市場、欧州委員会委員の削減やバルカン諸国への拡大
- ② 多段階統合の認可
- ③ 独仏協力の強化
- ④ 加盟国内の改革グループの組織化

以上の改革案は「ヨーロッパと主権を対立的に捉えていては、同時代の大きな問題（安全、移民、市場、デジタル）を解決できないのであれば、真の主権は新たに民主的になったヨーロッパを通じてでしか再構築されない」（マクロン大統領）という、従来からの外交指針の具体的提案であった（すでに問題提起されたものを含む）。

もっとも、これには共通防衛の強化や多段階統合など、過去に提起・検討されたものも含まれている。さらに、その目玉のひとつであったユーロ圏共通予算の導入は、その後のメルケル首相の歩み寄りもあって2018年12月のEU首脳会議で導入が認められたものの、マクロンが求めたようにEU加盟国GDPの数パーセントに匹敵するような独立予算ではなく、EU予算の一部として運用され、さらに地域間格差解消に用途を限定しないなど、各国の競争力強化のために用いられる少額のものになる見込みだ。

多くの改革案を打ち出したにもかかわらず、各国との力学からこうしたイニシアティブが尻すばみになれば、マクロンは対内世論に対してより脆弱な立場に追いやられることになることが予想される。

2.2 駐在大使への訓示

フランス共和国大統領は、1993年から毎年各国駐在大使を招集する大統領府（エリゼ宮）での「大使会議（conférence des Ambassadeurs）」で外交上の訓示を行なうことが恒例となっており、自らの指針を明確にする重要な機会となっている。

以下では2017年と2018年のマクロン大統領の演説内容の比較検討をする。

2.2.1 2017年

大統領は自身の目標が世界でのフランスのプレゼンスを維持し、安全保障と自立、影響力を確保することにあると述べ、そのためには「状況的な同盟」も辞さないとした。また、EUと欧州統合の深化によってそれが可能になるとの立場を堅持し、その上で以下の領域にわたる指針を掲げた⁴。

① 多国間外交の推進

フランスがまとめたパリ協定とイラン核合意は、多国間外交の重要な成果であり、これらの合意を「守り抜く」ことを表明。

② 対テロ対策

前政権のもとでのマリ共和国への軍事介入が対テロ対策として有効であることを認めつつ、地域への経済協力へと軸足を移していく方針を確認し、任期終わりまでに対外協力援助額をGDP比0.55%にまで引き上げることを約束。

③ 難民・移民問題

移民流入においてリビアが戦略的な地域であることから、同国での移民管理を強めるとともに、UNHCRとの関係強化や特命大使を任命することを表明。フランスはリビア紛争の当事者でもあり、和平に一層協力する。アフリカ外交については、新

たな協議機関を大統領府内に設ける。

④ 中東問題

シリア内戦については「手法を変えて」対処し、シリアの各勢力との対話を対等に進めていかねばならず、またパレスチナ問題についても積極的に調停を進める意思を確認。

⑤ 各国との関係

ロシア、トルコ、中国との関係においては、進む経済関係を重視しつつも、人権問題重視の姿勢を見せなければならない。

⑥ EU 政策

EU の新たな条約策定は選択肢にはないとしつつも、フランスは、社会政策、税制、移民政策において収斂と協調を進めつつ、防衛、環境問題、再生エネルギーといった新領域で統合を進めなければならないとした。また、ソルボンヌ演説でも提起された「民主的コンベンション」を実現するとともに、英 EU 離脱を受けての「多段階からなるヨーロッパ」を認めるべきとした。

2.2.2 2018 年

大統領は、現下のポピュリズムは EU が新たな方向性を見出せていないことに起因するとし、ソルボンヌ演説ならびに 2017 年の訓示を踏襲する内容となっている。ただ、2017 年演説では否定していた EU の新条約締結の可能性も視野に入れるとしたことは、大きな変化として指摘できるだろう。また G7 改革など、国際社会においてフランスが「調停するパワー」でなければならないとした点などは、変わっていない。2018 年の訓示で提示された主な点は以下の通りである⁵。

① アメリカとの距離

「ヨーロッパはアメリカだけに安全保障を頼ることはできない」とし、新たな防衛計画ならびに相互防衛義務を策定する姿勢を見せ、その上でウクライナ危機解決ならびに OSCE（欧州安全保障協力機構）の枠内であることを条件としてロシアを含むパートナー国とのサイバー分野、化学兵器問題を含む協議が必要とした。

② シリア問題

イスラム国の脅威が過ぎ去ったとしても、無条件にアサド大統領を和平の交渉相手とすることを排除し、人道上の危機を解決することが喫緊の課題であるとし、そのためにはロシアとトルコの協力が欠かせないとした。

③ サブサハラ、リビア問題

リビア再建が同地域の安定、引いてはテロ問題解決に寄与することから、パリの和平協定合意内容の実現に引き続き努力するとした。

④ EU 改革と英 EU 離脱

EU 域内の南北および東西格差を認識し、これを是正するために「多重」の EU を認める。英離脱については 2018 年内の離脱への合意を目指す。EU の一体性を損なうような離脱案にはフランスは反対する。トルコの早期加盟には反対。

⑤ G7 改革

G7 の内部分裂を避け、中国、インド、アフリカ諸国との対話重視という新機軸を打ち出す。

⑥ アフリカ

開発支援のために予算を計上（2019年）し、市民社会との対話を重視する。

⑦ 地中海諸国

「地中海サミット」を2019年夏季にマルセイユで開催、地中海連合の強化を目指す。

以上の2017年と2018年の訓示を比較すると、それぞれ継続の側面と変化の側面があることが確認できる。2017年のそれまで理想主義的、ビジョン偏重の立場は、2018年はよりプラグマティックな問題群に対して受動的な立場へと変化し、就任1年間でマクロン大統領の外交面での学習があったことが窺える。

他方では、アメリカの外交上の姿勢の変化に対する強い警戒感が示され、それとともにマルチラテラリズム（多国間主義）強化が唱えられていること、さらにEU改革の必要性が強調されている姿勢は持続しているとみることができる。もっとも、後者は過去のフランス外交の基本的姿勢と大きく乖離するものではない。

3. 「仏独タンデム」再起動の試み

2019年1月22日に、マクロン大統領とメルケル首相は、「第二の仏独友好条約（エリゼ条約）」とも呼称された、全7章28条からなる「アーヘン条約（独仏協力・統合に関する仏共和国と独連邦共和国間の条約）」に調印した。同条約は、両国間の共同安全保障と共通外交の推進、両国議員（各50名）会議の設置、両国国境地域の協力促進、共通経済政策の検討などを含むものであった。調印式でマクロン大統領は「ヨーロッパが世界の新たな混乱に対して国民にとっての盾となることが共通の目標となる」と、従来からの姿勢を強調した。

「アーヘン条約」の主な内容は以下の通りである。

第1章 EU政策

第1条

独仏共同防衛、経済金融関係の強化、経済の収斂

第2条

EU政策における共通の立場の促進

第2章 安全保障

第3条

外交、防衛、対内・対外安全保障の強力関係強化

第4条

NATOおよびEU条約に基づいた共同安全保障の強化、NATOとEUの統合的運営、共同協議体の設置

第5条

国連ならびにNATOの枠内での共同行動の促進

第6条

テロ防止、司法、諜報活動の関係強化、第三国安定化の措置促進

第7条

アフリカ諸国との関係強化、同地域での平和活動の強化

第8条

国連ならびに各機関での共同の立場の推進、ドイツの常任理事国入りの推進

第3章 文化、教育、研究開発

第9条

共同のメディア・文化圏の創設、若年者向けプラットフォームの開発

第10条

若年者ならびに高等教育での交流促進

第11条

教育研究システムネットワークの強化

第12条

都市間交流の促進

第4章 地域・越境上の協力

第13条

国境自治体を中心とした越境地域（Eurodistrict）の創設

第14条

越境地域創設のための組織の準備

第15条

2カ国語使用の促進

第16条

両国間の移動の簡素化措置

第17条

自治体によるイニシアティブの促進

第5章 持続的開発、気候変動・環境問題、経済問題

第18条

気候変動対処のための協力関係強化

第19条

再生エネルギー領域での連携強化

第20条

両国企業の事業活動の円滑化と経済政策の収斂、経済政策専門家会議の設置

第21条

デジタル経済、AIの研究の協力関係強化

第22条

関係者によるフォーラム設置

第6章 組織

第23条

関係閣僚によるロードマップの作成

第24条

両国閣僚の閣議出席の定期化

第25条

条約内容の実施の検証

第26条

地域圏・州の代表の閣議での代表権保証

第7章 最終規定

第27条

仏独友好条約の補完

第28条

両国による条約実施状況の通知

何れの条文も過去の政治的・制度強化の延長線にあり、ドイツの安保理常任理事国入り支持の明文化や両国の経済財政政策の調和など注目すべきものもあったが、象徴的な意味合いのものが多く、ただし、マクロン大統領の政治的正当性や改革は、EU改革を通じてのみ貫徹されることに条件付けられているため、仏独関係の一層の強化を通じて改革への道筋を付けるための一歩と見なすことができるだろう。これは、マクロン外交がその起点であるEU改革を通じたフランスのプレゼンス強化・経済産業の改革といった方針を模索していることを意味している。アーヘン条約は内容的にもエリゼ条約の延長線上にありつつも、後者の正式名称が「独仏協力に関する仏共和国と独連邦共和国間の条約」だったのが、前者は「独仏協力・統合に関する仏共和国と独連邦共和国間の条約」と、「統合」に関する仏独間の条約と明示的にしていることに、その姿勢は表れている。

なお、マクロン大統領は2019年3月4日にヨーロッパ市民宛てに「ヨーロッパ再生のために（Pour une renaissance Européenne）」と題した論説を発表し、従来の方針を再確認している。ここでもヨーロッパは「自由、保護、進歩」の守り手でなければならないとして、民主主義防衛のための機関設置、イギリスを巻き込む形での防衛力強化、シェンゲン協定・競争政策の見直し、気候変動対策などを訴えかけた。

結語——マクロン外交の理想と現実

フランス国際関係研究所（IFRI）所長トマ・ゴマル（Thomas Gomart）は、マクロン大統領の外交上の特徴は、まずEUを優先した上で、実際の同盟関係よりも価値観や現実の利益を優先し、シンボルの重視や個人的な信念を前面に押し出すことにありと総括している⁶。

マクロン外交は、英EU離脱とアメリカ・トランプ政権の誕生、さらにハンガリー、ポーランド、ギリシャ、オーストリア、イタリアなどEUでポピュリスト（連立）政党が政権に就く中、グローバル化を正面から否定せずにそれをEUと多国間外交を通じて統御することを目的としている。そこに世界のミドルパワーとして、さらにEU中核国としてのフランスが存在していることの意義は小さくないが、他方では、英独の同調のないフランス一国でその責務を果たすことはできない。言い換えれば、フランスのプレゼンス上昇とその機能不全は表裏一体のものであり、これがマクロン外交のパラメーターとなる。

冒頭で指摘したように、「自立外交路線」も「大西洋主義」もその時々の大統領のイメージから演繹される、わかりやすいレッテルに過ぎず、実際の外交がいずれか極端に振れることはない。ドゴールの自主外交にしてもアメリカとの力関係を計算した上での現実的な選択であったし、サルコジ大統領の大西洋主義も、アフガニスタンからの部分撤退やアフ

リカへの積極的介入など、フランス独自の政策も存在した。近年のフランス外交もイギリスとのリビア介入やドイツの支援を受けたマリ介入、米英とのシリア攻撃への参加など、何れも多国間の枠組みに留まる。

これには構造的な背景がある。ひとつは、フランスはかつてのような大国として振る舞えるだけの国力を——イギリスやドイツと同じく——もはや持っていない。フランスは確かに国連安保理の常任理事国であり、核保有国としての地位を持つが、その経済力や軍事力は世界政治の中では「大きなミドルパワー」に過ぎない。

それゆえ、戦前の帝国主義の名残である植民地問題を解決した後、ドゴール以降のフランス外交は、世界ではなくヨーロッパを中心に自国の外交を組み立てていく。それは、米口に遥か及ばないミドルパワーの盟主となり、仏独が機軸となる欧州統合をリードすることによって、世界政治での存在感を発揮する戦略である。こうしたミドルパワーゆえの限界と可能性は、いかに大統領中心の政治体制であっても、大統領が代わったからといって変えることのできない構造的条件であり、マクロン外交は自覚的にその延長線上に自らの外交指針を位置づけている点に特徴を持っている。

もっとも、フランス大統領は「国の本質と運命を統御」すべき存在として、国民から選ばれることを存在理由としている。そうである限り、どの大統領であっても「世界政治の中の対象としてではなく主体として、問題としてではなくプレーヤーとしてフランスが立ち振る舞う」（政治学者 S. ホフマン）ことを目標として掲げざるを得ない。その理想と現実の中でマクロン外交は展開されることになるかと予想される。

— 注 —

- 1 日本国際問題研究所平成 29 年度外交・安全保障調査研究事業費補助金『『自由で開かれた国際秩序』の強靱性—米国、中国、欧州をめぐる情勢とそのインパクト』研究プロジェクトサブ・プロジェクトⅢ「混迷する欧州と国際秩序」報告書参照。
- 2 エマニュエル・マクロン『革命』（山本知子、松永りえ訳）ポプラ社、2018 年。
- 3 全文は以下で確認できる。<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2018/01/09/initiative-pour-l-europe-discours-d-emmanuel-macron-pour-une-europe-souveraine-unie-democratique>〔2019 年 1 月 23 日アクセス〕
- 4 全文は以下で確認できる。<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2018/01/09/discours-du-president-de-la-republique-a-l-ouverture-de-la-conference-des-ambassadeurs>〔2019 年 1 月 23 日アクセス〕
- 5 全文は以下で確認できる。<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2018/08/27/discours-du-president-de-la-republique-a-la-conference-des-ambassadeurs>〔2019 年 1 月 23 日アクセス〕
- 6 *Macron, An I. Quelle politique Étrangère ?* IFRI, 2018

